

国保制度改革の概要について

国民健康保険制度の安定的な運営

市町村国民健康保険の現状

- 国保には、小規模保険者が多数存在し、財政が不安定になりやすい等の財政運営上の構造的な課題がある。



国民健康保険法の改正（平成27年5月改正，平成30年4月施行）

国民健康保険制度の安定化

- 公費による財政支援の拡充により，国保の財政基盤を強化
- 平成30年度から，県が財政運営の責任主体となり，安定的な財政運営や効率的な事業の確保等の国保運営に中心的な役割を担い，制度を安定化

県及び市町村の主な役割

- 県の役割
 1. 県内市町村の医療給付等を支払い，その財源として国費，県費や市町村から集める納付金を充てる。
 2. 市町村間の医療費水準や所得水準を調整し，市町村ごとの納付金を決定する。
 3. 市町村が納付金を県へ納めるために必要な標準保険料率を示す。
 4. 財政安定化基金を設置し，予期せぬ給付増や保険料収納不足に対し，貸付及び交付を行う。
- 市町村の役割
 1. 地域住民と身近な関係のもと，資格管理（被保険者証等の発行），保険給付，保健事業等，地域におけるきめ細かい事業を引き続き実施する。
 2. 納付金を県へ納めるため，県が示した標準保険料率を参考にして，市町村条例において国保の保険料率を決定し，賦課・徴収を行う。

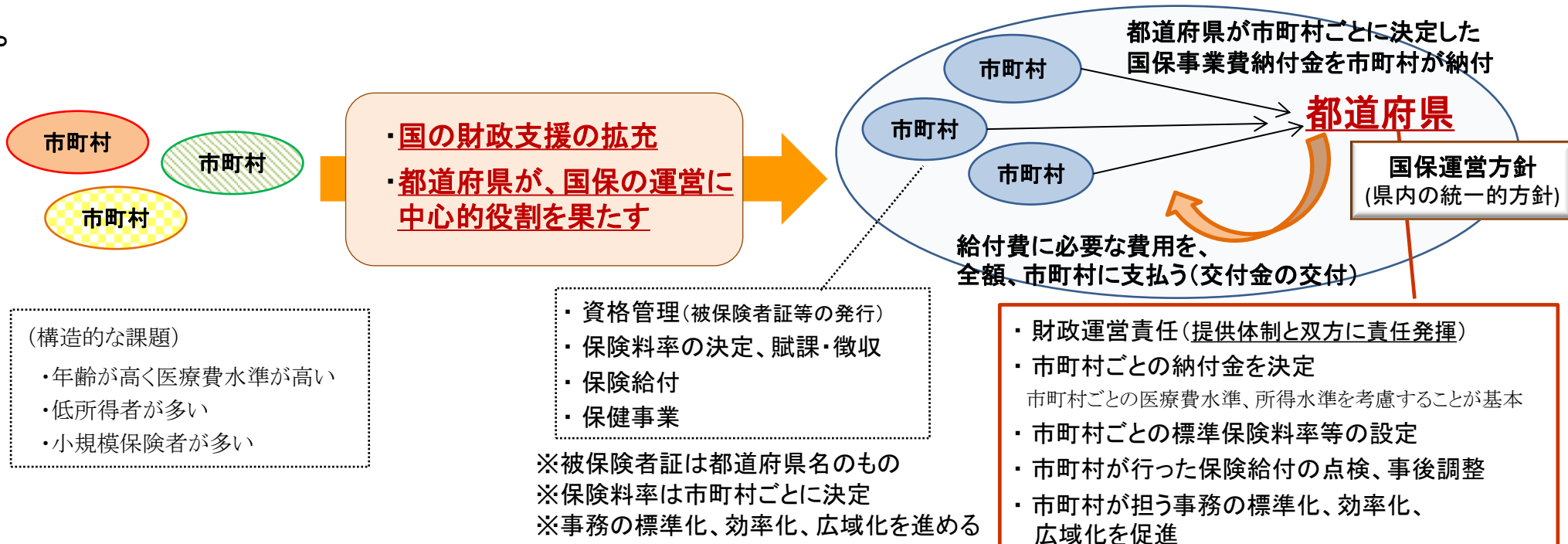
○平成30年度から、都道府県が財政運営の責任主体となり、安定的な財政運営や効率的な事業の確保等の国保運営に中心的な役割を担い、制度を安定化

- ・給付費に必要な費用は、**全額**、都道府県が市町村に交付
- ・将来的な保険料負担の平準化を進めるため、都道府県は、市町村ごとの標準保険料率を提示（標準的な住民負担の見える化）
- ・都道府県は、**国保の運営方針を定め**、市町村の事務の効率化・広域化等を推進

○市町村は、地域住民と身近な関係の中、資格管理、保険給付、保険料率の決定、賦課・徴収、保健事業等、地域におけるきめ細かい事業を引き続き担う

【現行】市町村が個別に運営

【改革後】都道府県が財政運営責任を担うなど中心的役割



○ 詳細については、引き続き、地方との協議を進める

なお、国の普通調整交付金については、都道府県間の所得水準を調整する役割を担うよう適切に見直す

国民健康保険に対し、平成26年度に実施した低所得者向けの保険料軽減措置の拡充(約500億円)に加え、**毎年約3,400億円の財政支援**の拡充等を以下の通り実施することにより、国保の抜本的な財政基盤の強化を図る。

※ 公費約3,400億円は、現在の国保の保険料総額(約3兆円)の1割を超える規模

※ 被保険者一人当たり、約1万円の財政改善効果

＜平成27年度から実施＞

- **低所得者対策の強化**のため、保険料の軽減対象となる低所得者数に応じた自治体への財政支援を拡充(約1,700億円)

＜平成30年度から実施＞(毎年約1,700億円)

- **財政調整機能の強化**(財政調整交付金の実質的増額)
- **自治体の責めによらない要因**による医療費増・負担への対応
(精神疾患、子どもの被保険者数、非自発的失業者 等)
- **保険者努力支援制度…医療費の適正化に向けた取組等に対する支援**
- **財政リスクの分散・軽減方策**(財政安定化基金の創設・高額医療費への対応 等) 等

- ・平成27年度から、財政安定化基金を段階的に造成等(平成27年度200億円⇒平成29年度約1,700億円)
- ・平成30年度以降は、上記の項目に約1,700億円を配分

- あわせて、医療費の適正化に向けた取組や保険料の収納率向上などの事業運営の改善等を一層推進し、財政基盤の強化を図る。

改革の方向性		
1. 運営の在り方 (総論)	○ 都道府県が、当該都道府県内の市町村とともに、国保の運営を担う ○ 都道府県が<u>財政運営の責任主体</u>となり、安定的な財政運営や効率的な事業運営の確保等の国保運営に中心的な役割を担い、制度を安定化 ○ <u>都道府県が、都道府県内の統一的な運営方針としての国保運営方針を示し、市町村が担う事務の効率化、標準化、広域化を推進</u>	
	都道府県の主な役割	市町村の主な役割
2. 財政運営	<u>財政運営の責任主体</u> ・ 市町村ごとの国保事業費納付金を決定 ・ 財政安定化基金の設置・運営	・ <u>国保事業費納付金を都道府県に納付</u>
3. 資格管理	国保運営方針に基づき、事務の効率化、標準化、広域化を推進 ※4. と5. も同様	・ 地域住民と身近な関係の中、資格を管理(<u>被保険者証等の発行</u>)
4. 保険料の決定 賦課・徴収	標準的な算定方法等により、 <u>市町村ごとの標準保険料率を算定・公表</u>	・ <u>標準保険料率等を参考に保険料率を決定</u> ・ 個々の事情に応じた賦課・徴収
5. 保険給付	・ <u>給付に必要な費用を、全額、市町村に対して支払い</u> ・ 市町村が行った保険給付の点検	・ <u>保険給付の決定</u> ・ 個々の事情に応じた窓口負担減免等
6. 保健事業	市町村に対し、必要な助言・支援	・ <u>被保険者の特性に応じたきめ細かい保健事業を実施</u> (データヘルス事業等)

改革後の国保財政の仕組み(イメージ)

※詳細は引き続き地方と協議

- 都道府県が財政運営の責任主体となり、市町村ごとの国保事業費納付金の額の決定や、保険給付に必要な費用を、全額、市町村に対して支払う(保険給付費等交付金の交付)ことにより、国保財政の「入り」と「出」を管理する。

※ 都道府県にも国保特別会計を設置

- 市町村は、都道府県が市町村ごとに決定した納付金を都道府県に納付する。

※ 納付金の額は、市町村ごとの医療費水準と所得水準を考慮

現行

改革後

都道府県の国保特別会計



定率国庫負担 等

収入

支出

納付金

交付金

市町村の国保特別会計

A市



保険料軽減 等

収入

支出

保険料

保険給付費

- ① 保険給付に必要な費用を全額、市町村へ交付
- ② 災害等による保険料の減免額等が多額であることや、市町村における保健事業を支援するなど、市町村に特別な事情がある場合に、その事情を考慮して交付

厚生労働省作成資料

市町村の国保特別会計



・定率国庫負担
・保険料軽減 等

収入

支出

保険料

保険給付費

国保制度改革の意義・効果

1 国保制度改革による効果

- 都道府県が国保の財政運営の責任主体となる
 - ・ 県が、市町村に対し、標準的な算定方式等により算出した市町村ごとの標準保険料率を提示。
市町村は、これを参考に保険料を賦課・徴収。
 - ・ 人工透析等の高額医療費の発生などの多様なリスクを県全体で分散し、急激な保険料上昇が起きにくい仕組みに。
- 医療費の支払いは、実質的には県が支払う
 - ・ 市町村が保険給付に必要な費用は全額、県が市町村に交付。
 - ・ 予期せぬ給付増や収納不足に対しては、県が運営する財政安定化基金から貸付・交付
- 国保事務の効率化・平準化を県が後押し
 - ・ 県が統一的な運営方針を示すことなどにより、市町村の事務遂行の効率化・コスト削減、標準化を図る。

2 被保険者への効果

- 約3,400億円の追加公費投入等による財政基盤強化により、保険料の伸び率の抑制が期待される。
- 1年間に高額療養費の支給が4回以上ある場合に、自己負担限度額が引き下げられる「多数回該当」について、県内の市町村に異動した場合にも、該当要件が引き継がれ、負担が軽減される。
- 地域住民と身近な関係にある市町村から、それぞれの実情に応じた、きめ細やかなサービスを受けられる。

※ 資格管理、保険料の決定・徴収、保険給付、保健事業など、直接住民に関わる部分に大きな変更はない。